

R7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事電気（着手日指定型）

通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名
01	共-00	表紙・図面目録	13	E-06	電灯設備 1階上部改修前・後平面図
02	共-01・02	営繕工事共通仕様書(1)(2)	14	E-07	コンセント設備 改修前・後平面図
03	共-03・04	営繕工事共通仕様書(3)(4)	15	E-08	情報通信設備 改修前・後平面図
04	共-05・06	営繕工事共通仕様書(5)(6)	16	E-09	ITV・放送設備 平面図
05	電特-01・02	電気設備工事特記仕様書(1)(2)	17	E-10	増設トル 電灯設備平面図・照明器具姿図
06	電特-03・04	電気設備工事特記仕様書(3)(4)	18	E-11	増設トル コンセント設備平面図・盤結線図
07	電特-05	電気設備工事特記仕様書(5)	19	E-12	増設トル 幹線・警報設備平面図
08	E-01	配置図・付近見取図	20	E-13	仮設計画図
09	E-02	盤結線図・管理事務所機器取付参考図	21	E-14	概略工事工程表(参考図)
10	E-03	幹線・動力設備 平面図	22	E-15	建築工事仮設計画図－1(参考図)
11	E-04	照明器具姿図・凡例	23	E-16	建築工事仮設計画図－2(参考図)
12	E-05	電灯設備 1階改修前・後平面図	24	E-17	建築工事仮設計画図－3(参考図)

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

		徳島県県土整備部営繕課	工事名 R7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事電気（着手日指定型）	図面番号 共-00
		設計 R8.1	竣工	縮尺 NO SCALE
		図面名 表紙・図面目録		

工事名：R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事電気（着手日指定型）

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事電気(着手日指定型)

2. 工事場所

鳴門市鳴門町土佐泊浦

3. 建物概要

建物名称	大鳴門橋遊歩道		
構造・規模	S造 地上1階		
敷地面積			
延床面積	274.03(m2)		
消防法施行例別表第1の区分	3項	イ	

4. 工事種目

種目	工事概要		
電灯・コンセント設備	トイレ増築及び待合室改修に伴う図示部分の電灯・コンセント設備工事一式		
動力設備	トイレ増築及び待合室改修に伴う図示部分の動力設備工事一式		
通信・情報設備	トイレ増築及び待合室改修に伴う図示部分の通信・情報設備工事一式		
撤去工事	トイレ増築及び待合室改修に伴う図示部分の撤去工事一式		

5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数： 9 日間
- 観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_ 徳島 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_ 徳島 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

6. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。

II. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和4年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和4年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和4年版
- 電気設備工事監理指針 令和4年版
- 機械設備工事監理指針 令和4年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

- 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - 訂正時は、適宜とする。
- なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- ② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。
- なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあては、その日)をいう。

6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工程別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。

工事名：R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事電気（着手日指定型）

- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
- 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約(以下の3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。
- 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とす。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工所用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 受注者は、高さが2m以上の箇所作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のクレーンはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

- 受注者は、工事施工途中に工事的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

- 輸送災害の防止

受注者は、工所用車両による土砂、工所用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

 - 積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと
 - さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
 - 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと

工事名：R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事電気（着手日指定型）

- (注) ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。
- ② 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- ③ 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- ① 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
(・ 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
・ 試験箇所数 対象機器、径毎にに対し1本とし、無作為に抜き取る。)
- ② 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- ③ 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
(ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く)

3. 非破壊検査

- ① はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- ② 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 試験

- ① 試験項目は、標仕<2> 2.18.2により行う。なお、監理指針<2> 2.18.2を参考とする。
- ② 照度測定の測定方法は、JIS C 7612を参考とする。
- ③ 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。
- ・ 照度測定
 - ・ 絶縁抵抗測定

5. 接地工事

接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

接地極の種類	記号	接地抵抗値	接地極の材料（寸法mm）
・ 共同接地（A・C・D種）	EA・C・D	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連→2組
・ 共同接地（A・B・C・D種）	EA・B・C・D	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連→2組
・ A種	EA	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連→2組
・ B種	EB	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×2連→2組
・ C種	EC	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連→2組
・ D種	ED	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ ELCB用	EELCB	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 雷保護用	ELA	Ω以下	・ EP=0.6×2 ・ EB（D=14又はW=40）× 連一 組
・ 高圧避雷器用	ELH	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連→2組
・ 交換機陽極用	Et	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連→1組
・ 本配線盤保安装置用	EAt	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連→2組
・ 拡声増幅器用	Edt	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 各種通信機器用	EDa	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 保安器用	ELt	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 測定用補助	EO	—	EB（D=14又はW=30）×1

(備考) EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。

接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。

6. その他共通事項

- ① 配管工事
- ・ 最上階の天井配管は、原則二重天井内の隠ぺい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
 - ・ 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4)
 - ・ 屋外の防水形プルボックスは、(ステンレス製 ・ 鋼板製 ・ 樹脂製)とし、(メラミン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき ・ 無塗装)とする。
 - ・ 屋外敷設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m2のものを使用し、原則塗装不要とする。
- ② 配線工事
- ・ 高圧ケーブルの種類（EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル）は、JCS 4395「6,600V架橋ポリエチレンケーブル(3層押出型)」によるものとする。
- ③ 塗装工事
- ・ 機械室、隠ぺい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
 - ・ 屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
- ④ 配線器具
- ・ 図面に記載なきフラッシュプレートは材質は、新金属製とする。
- ⑤ 支持金物等
- ・ 屋外及びピット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
- ⑥ 用途別表示
- ・ 室内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種類、行先等を表示する。(標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5)
 - ・ なお、屋外において直接外気に触れる場所(室内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - ・ カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- ⑦ その他
- ・ 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 - ・ 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 - ・ 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。

3章 関連工事

1. 仮設工事

- ① 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。

工事名：R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事電気（着手日指定型）

- ・ 既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)
 - ・ 既存用水利用(出来る ・ 出来ない)、用水料金(有償 ・ 無償)
- ② 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
- ・ 同用地は、(図示の場所に ・ 用意していないので業者にて)設けること。
 - ・ 同用地に対する借地借家料を 円見込んでいる。
- ③ 交通誘導員の配置
- 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に配置すること。
- 1) 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が (義務付けられている ・ 義務付けられていない)
 - 2) 警備員は、延 0 人 (昼 人、夜 人:うち検定合格警備員 人)を見込んでいる。
 - 3) 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
 - 4) 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
 - 5) 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。
- ④ 足場その他
- 足場及び作業構台の類を(本工事で設置する ・ **関連工事が設置するものを無償で使用できる**)。
- ・ 外部足場(図示の通り)
- 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(建標仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
- ・ 内部足場(図示の通り)

4章 電灯設備

1. 照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

2. 非常用照明器具の照度測定

設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。

3. 照明制御の照度測定

明るさセンサにより照明制御を行う室は、照度を測定し、測定表を監督員に提出する。なお、明るさセンサの設定は、監督員の指示による。

照度測定時期 100%点灯時(夜間 ・ 昼間) 調光制御点灯時(夜間 ・ 昼間)

5章 その他

1. 機器取付高さ

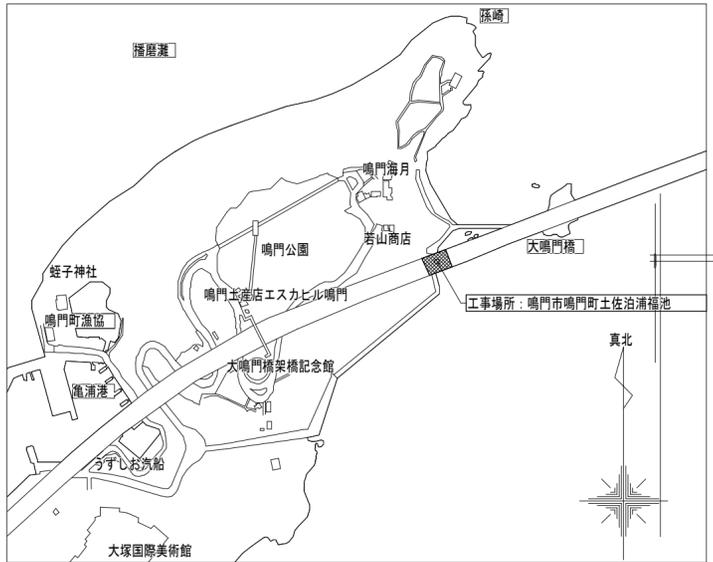
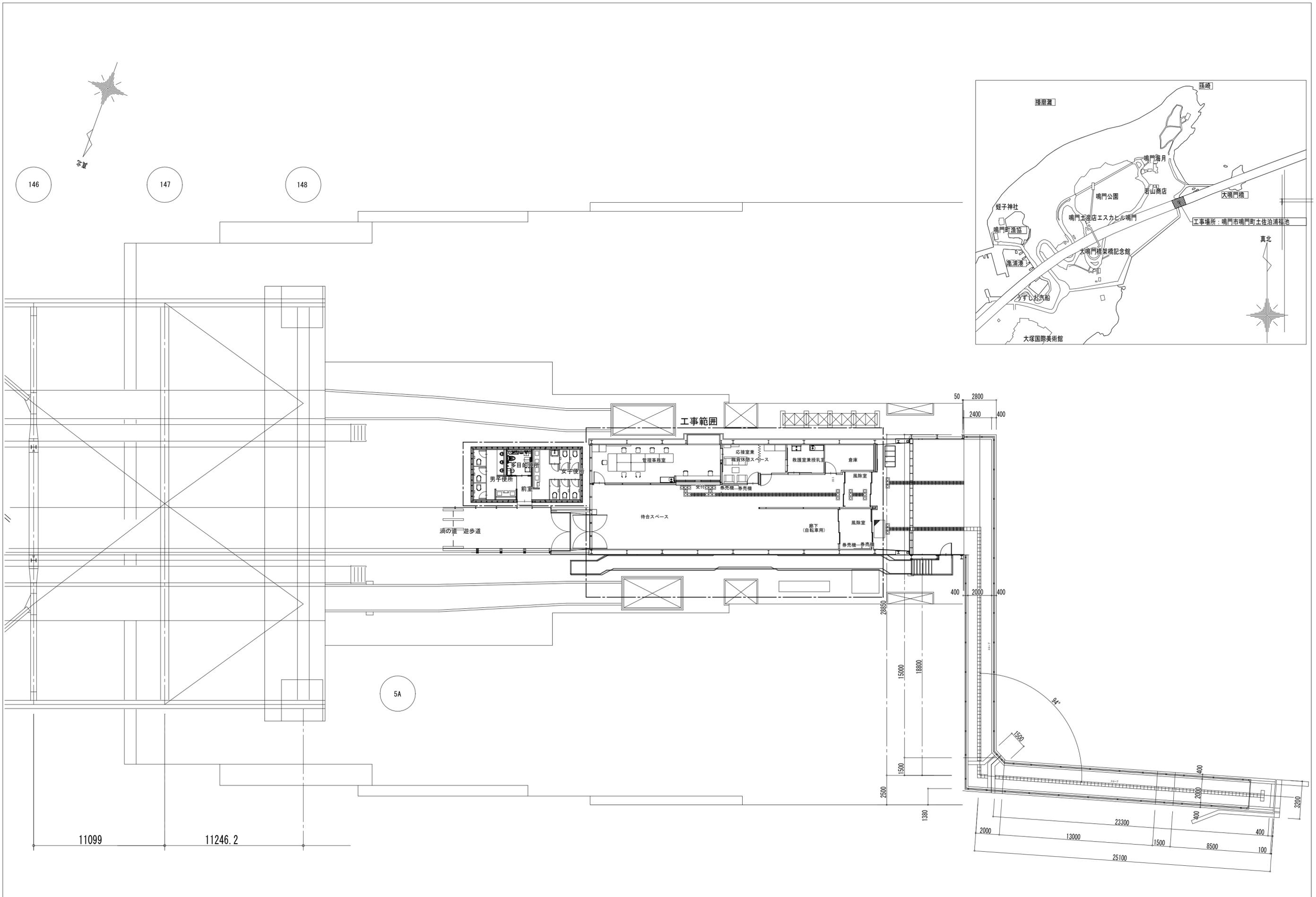
次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名称	測点	取付高(mm)	備考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
熱線センサ用スイッチ	床上～中心	1,800	
コンセント（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
〃（台所）	台上～中心	150	
〃（土間）	床上～中心	800～1,300	
〃（車椅子用）	床上～中心	900	
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100～2,300	
〃（踊場）	床上～中心	2,000～2,600	
〃（鏡上）	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット（一般）	床上～中心	300	
〃（和室）	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形観時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アツチネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン（一般）	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン（一般）	床上～中心	1,300	
〃（外部受付）	床上～中心	標準図による	
〃（モニタ付）	床上～中心	1,400	
〃（カメラ付）	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス（一般）	床上～中心	300	

”	(和室)	床上～中心	150	
呼出ボタン（多機能便所）			900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す
【テレビ共同受信】				
機器収容箱		天井下～上端	200	
直列ユニット（一般）		床上～中心	300	
”	(和室)	床上～中心	150	
【火災報知】				
受信機・副受信機		床上～中心	1500	
機器収容箱		床上～中心	800～1,500	
発信器		床上～中心	800～1,500	
警報ベル		天井下～上端	200	
表示灯		天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】				
ガス漏れ中継器		天井下～中心	300	
検知器（都市ガス）		天井下～下端	300	
”	(LPガス)	床上～下端	300	

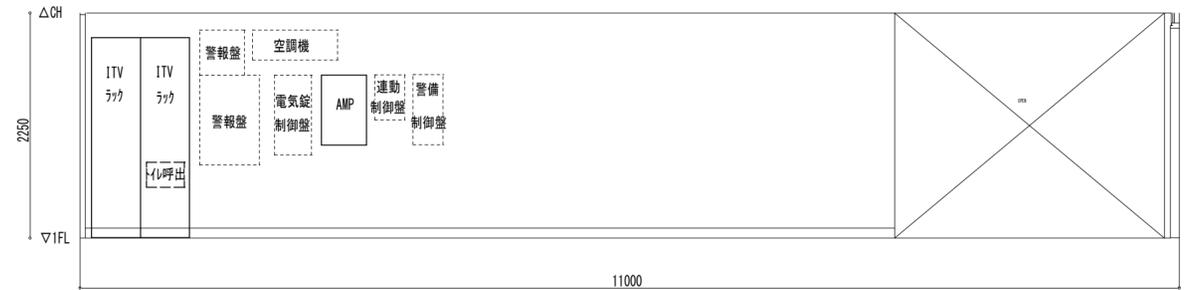
2. 配線記号等

- ① EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- ② 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
 (G16) (G22) …… 厚鋼電線管 (JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
 (16) (22) …… PF管(単層管) (JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの)を示す。
 (19) (25) …… ねじなし電線管 (JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
- ③ EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

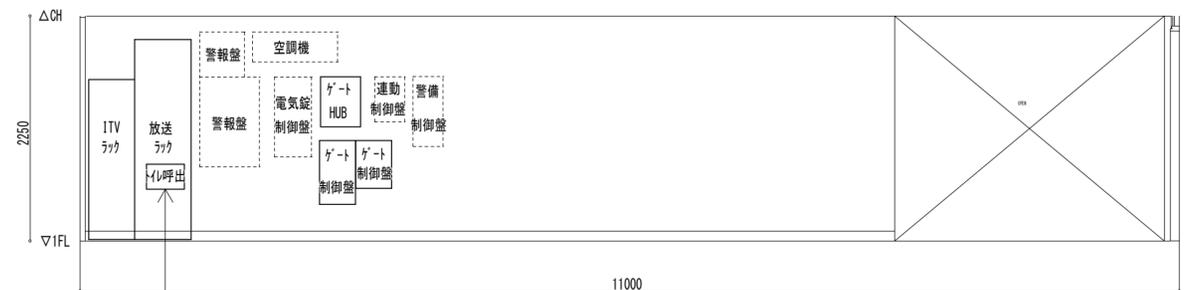


特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名	R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事電気(着手日指定型)	●図面番号	E-01	 株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 勝幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名	配置図・付近見取図	●縮尺	A2=1/200				

盤名称 形式 仕様 階数 設置場所	回路区分 電気方式 容量合計(改修前) 容量合計(改修後)	盤内結線	負荷番号	負荷名称		電圧 (改修前)	電圧 (改修後)	容量 (改修前)	容量 (改修後)	改修前開閉器			改修後開閉器			変更有無	備考
				改修前負荷	改修後負荷					種別	極数	AF	AT	種別	極数		
1LM-1(既存) 屋内露出型 CV38mm ² (1次) 1F 休憩スペース	一般 1φ3W 100/200V 23.6 kVA 18.6 kVA			c	防災アラーム	警備保障	100	100	300	100	M	2	50	20		全て既存 開閉器流用	
				d	連動制御盤	連動制御盤	100	100	100	100	M	2	50	20			
				a	誘導灯	誘導灯	100	100	100	7	M	2	50	20			
				b	非常警報装置	非常警報装置	100	100	100	100	M	2	50	20			
					主幹		200	200			M	3	100	100			
				101	電灯回路	R1*1 電灯回路	100	100	900	800	M	1	50	20			
				102	電灯回路	R1*1 3c	100	100	600		M	1	50	20			
				103	電灯回路(WC廻り)	R1*3 電灯回路(上部) R1*2	100	100	500	1240	M	1	50	20			
				104	換気扇	R1*5 換気扇 R1*4	100	100	1200	656	M	1	50	20			
				201	コンセント回路	応接室空調機	100	100	300	1170	M	1	50	20			
				202	コンセント回路	授乳室空調機	100	100	500	1150	M	1	50	20			
				203	自販機	電気温水器(授乳室)	100	100	1000	1100	M	1	50	20			
				204	自販機	警報盤(2面)	100	100	1000	1100	M	1	50	20			
				205	WC	電気錠制御盤	100	100	1500	1100	E	2	50	20			
				206	券売機	ミニキヤ(授乳室)	100	100	750	1300	M	1	50	20			
				207	警報盤	3c	100	100	100		M	1	50	20			
				208	カラ電源	ミニキヤ(事務室)	100	100	1600	1300	M	1	50	20			
				209	事務所	自動ドア(歩行者用)	100	100	500	400	M	1	50	20			
				210	電気錠制御盤	自動ドア(自転車用)	100	100	240	400	M	1	50	20			
				211	自動ドア・ミニキヤ	コンセント回路(管理)	100	100	1350	300	M	1	50	20			
				212	3c	WC呼出	100	100		100	M	1	50	20			
				213	WC(手洗乾燥)	3c	100	100	1075		E	2	50	20			
				214	WC(手洗乾燥)	電気温水器(事務室)	100	100	1075	1100	E	2	50	20			
				215	コンセント回路	ディスプレイ	100	100	500	700	M	1	50	20			
				216	エファン回路	コンセント回路(管理)	100	100	1000	500	M	1	50	20			
				217	機器収納ラック	電動シャッター	100	100	1500	200	M	1	50	20			
				218	機器収納ラック	コンセント回路(応接室)	100	100	1500	400	M	1	50	20			
				219	機器収納ラック	コンセント回路(倉庫)	100	100	1500	400	M	1	50	20			
				220	映像機器	コンセント回路(待合室)	100	100	1500	400	M	1	50	20			
				221	自動ドア	コンセント回路(待合室)	100	100	100	400	M	1	50	20			
				222	事務所コンセント回路	自販機	100	100	300	1000	M	1	50	20			
				223	自動改札機	自販機	100	100	300	1000	M	1	50	20			
				224	WCコンセント回路	3c	100	100	500		M	1	50	20			
				225	コンセント回路	3c	100	100	100		M	1	50	20			
					主幹		200				E	3	50	50			
増設盤(既存) 屋内露出型 1F 休憩スペース	一般 1φ3W 100/200V 5.10 kVA 8.16 kVA			001	空調機	防災AMP架	100		900	1500	M	2	50	20		全て既存 開閉器流用	
				002	空調機	防災AMP架	100		600	1500	M	2	50	20			
				003	電気ダクト	ITV本体	100		500	1500	M	2	50	20			
				004	電気温水器	ITV本体	100		1200	1500	M	2	50	20			
				005	倉庫コンセント回路	ゲート制御盤	100		300	460	M	2	50	20			
				006	カクテコンセント回路	ゲート	100		500	910	M	2	50	20			
				007	ディスプレイ	券売機×2	100		1000	750	M	2	50	20			
				008	PC収納ラック	券売機×2	100		100	750							
					主幹		200				M	3	50	30			
1ML-2 鋼板製屋内露出型 1F 倉庫	一般 1φ3W 100/200V 15 kVA			301		ゲート・ITV	200		580		M	3	50	20	2次側配線 CET22mm ²		
				302		ゲート・ITV	200		980		M	3	50	20	CET22mm ²		
				303		3c	100				M	3	50	20			
				WC		増設トイレ電灯盤(L-A)	200		13300		M	3	50	50	EM-CE14mm ² -3C		
				A		管理室空調機	100		4400		E	3	50	30	EM-CE5.5mm ² -4C		



※本工事では各盤内の機器は既存のまま



別途工事にて実線器具を新設。
 ・ITVラック
 ・非常放送ラック
 ・(トイレ呼出は再取付)
 ・ゲート用HUB盤
 ・ゲート制御盤2面

特記

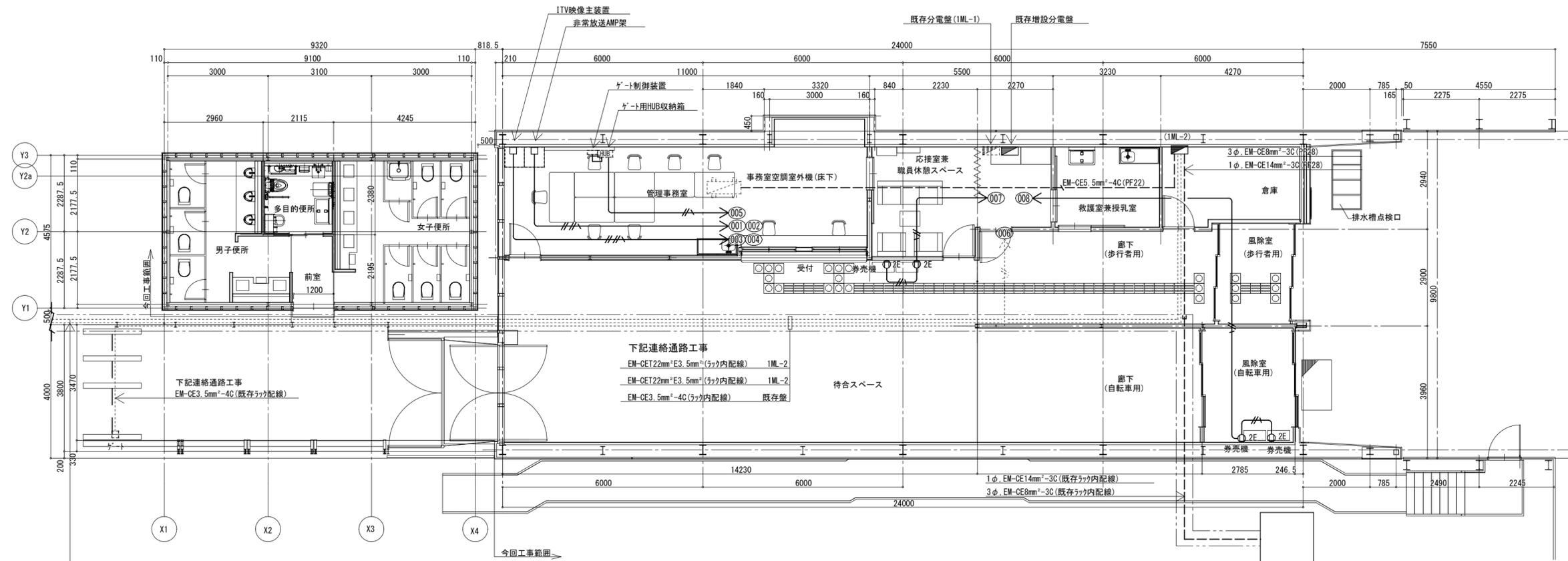
徳島県土整備部営繕課

●工事名
R7 営繕 渦の道 鳴門 待合室改修工事電気(着手日指定型)
 ●図面名
盤結線図・管理事務所機器取付参考図

●図面番号
E-02
 ●縮尺
A2=1:50

株式会社 スバル設計
 管理建築士 一級建築士 No.203045 藤川 隆幸
 Tel.0883-77-3466 Fax.0883-77-3112

所長 設計長 担当者



下記連絡通路工事
EM-CET22mm²E3.5mm²(新設ラック配線) ゲート・ITV(HUB)
EM-CET22mm²E3.5mm²(新設ラック配線) ゲート・ITV(HUB)

下記連絡通路工事
EM-CET22mm²E3.5mm²(ラック内配線) 1ML-2
EM-CET22mm²E3.5mm²(ラック内配線) 1ML-2
EM-CE3.5mm²-4C(ラック内配線) 既存盤

既存ケーブル
動力回路2次側に開閉器(MCCB3P50AF/30AT)取付し
電灯回路2次側に開閉器(MCCB3P60AF/60AT)取付し
上記それぞれ本工事盤(1ML-2)送り配線接続

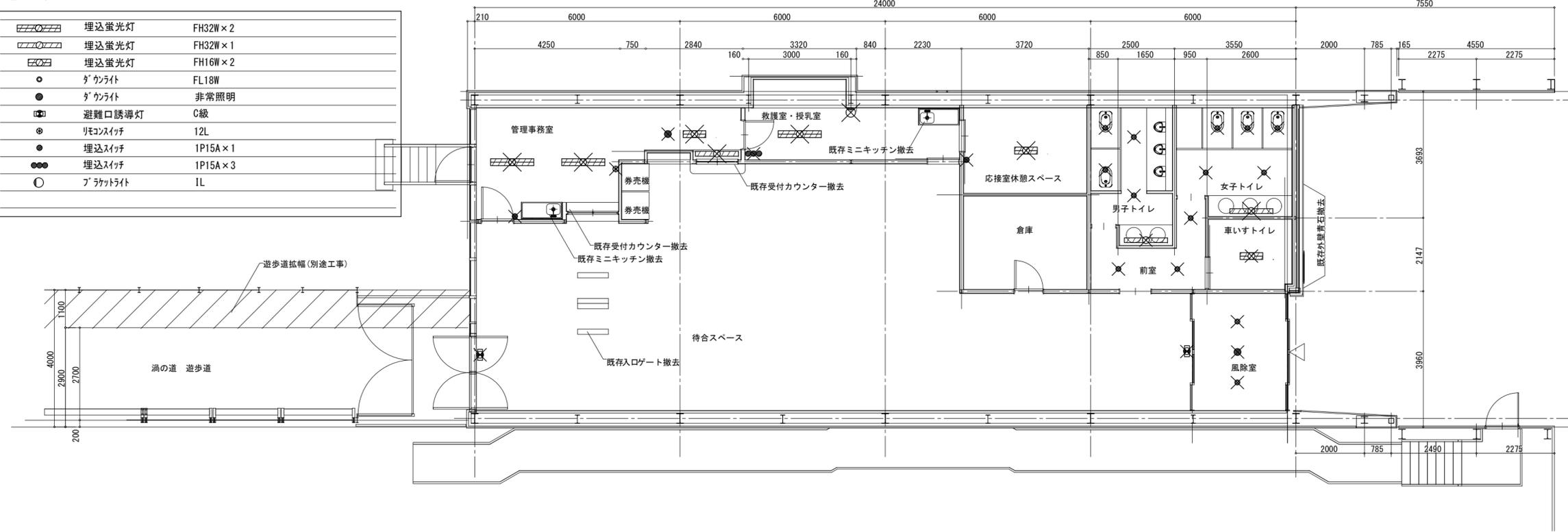
1階平面図 改修後 1:100

特記なき配線は下記による	
	EM-EEF2.0mm-3C (隠蔽)
	EM-EEF2.0mm-3C+2C (隠蔽)
	連絡通路工事

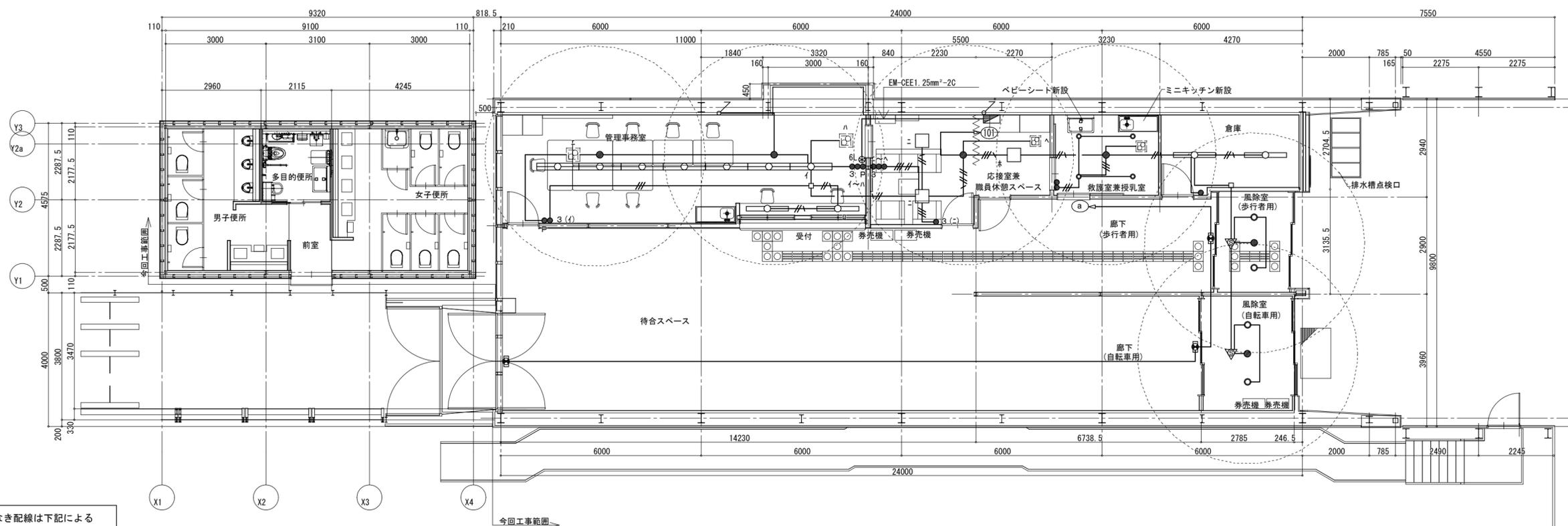
特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 渦の道 鳴門 待合室等改修工事電気(着手日指定型)	●図面番号 E-03	管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名 幹線・動力設備 平面図	●縮尺 A2=1/100				

撤去工事

	埋込蛍光灯	FH32W×2
	埋込蛍光灯	FH32W×1
	埋込蛍光灯	FH16W×2
	ダウンライト	FL18W
	ダウンライト	非常照明
	避難口誘導灯	C級
	リモコンスイッチ	I2L
	埋込スイッチ	1P15A×1
	埋込スイッチ	1P15A×3
	ブラケットライト	IL



改修前 平面図 1/100



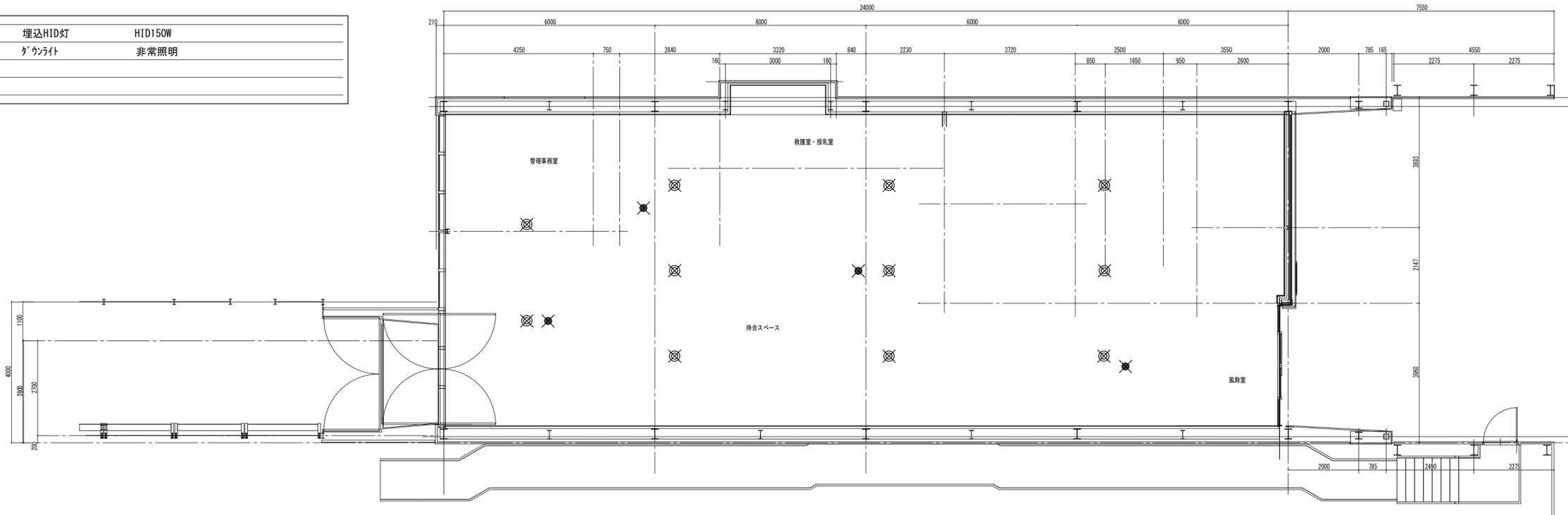
特記なき配線は下記による	
	EM-EEF1.6mm-3C (1本7-ス)
	EM-EEF1.6mm-2C
全て天井内隠蔽配線とする	

<table border="1"> <tr><td>管理事務室</td></tr> <tr><td>天井高 CH=2.3m</td></tr> <tr><td><B42> ×7</td></tr> <tr><td><D13> ×2</td></tr> <tr><td><F41> ×2</td></tr> </table>	管理事務室	天井高 CH=2.3m	<B42> ×7	<D13> ×2	<F41> ×2	<table border="1"> <tr><td>応接兼職員休憩室</td></tr> <tr><td>天井高 CH=2.3m</td></tr> <tr><td><C42> ×3</td></tr> <tr><td><D13> ×1</td></tr> </table>	応接兼職員休憩室	天井高 CH=2.3m	<C42> ×3	<D13> ×1	<table border="1"> <tr><td>救護室兼授乳室</td></tr> <tr><td>天井高 CH=2.3m</td></tr> <tr><td><A13> ×4</td></tr> <tr><td><D13> ×1</td></tr> </table>	救護室兼授乳室	天井高 CH=2.3m	<A13> ×4	<D13> ×1	<table border="1"> <tr><td>倉庫</td></tr> <tr><td>天井高 CH=2.3m</td></tr> <tr><td><C41> ×2</td></tr> </table>	倉庫	天井高 CH=2.3m	<C41> ×2	<table border="1"> <tr><td>廊下・待合</td></tr> <tr><td>天井高 CH=4.3m</td></tr> <tr><td><E20> ×3</td></tr> </table>	廊下・待合	天井高 CH=4.3m	<E20> ×3	<table border="1"> <tr><td>風除室(歩行者用)</td></tr> <tr><td>天井高 CH=2.3m</td></tr> <tr><td><A33> ×2</td></tr> <tr><td><D13> ×1</td></tr> </table>	風除室(歩行者用)	天井高 CH=2.3m	<A33> ×2	<D13> ×1	<table border="1"> <tr><td>風除室(自転車用)</td></tr> <tr><td>天井高 CH=2.3m</td></tr> <tr><td><A33> ×2</td></tr> <tr><td><D13> ×1</td></tr> </table>	風除室(自転車用)	天井高 CH=2.3m	<A33> ×2	<D13> ×1
管理事務室																																	
天井高 CH=2.3m																																	
<B42> ×7																																	
<D13> ×2																																	
<F41> ×2																																	
応接兼職員休憩室																																	
天井高 CH=2.3m																																	
<C42> ×3																																	
<D13> ×1																																	
救護室兼授乳室																																	
天井高 CH=2.3m																																	
<A13> ×4																																	
<D13> ×1																																	
倉庫																																	
天井高 CH=2.3m																																	
<C41> ×2																																	
廊下・待合																																	
天井高 CH=4.3m																																	
<E20> ×3																																	
風除室(歩行者用)																																	
天井高 CH=2.3m																																	
<A33> ×2																																	
<D13> ×1																																	
風除室(自転車用)																																	
天井高 CH=2.3m																																	
<A33> ×2																																	
<D13> ×1																																	

改修後 平面図 1/100

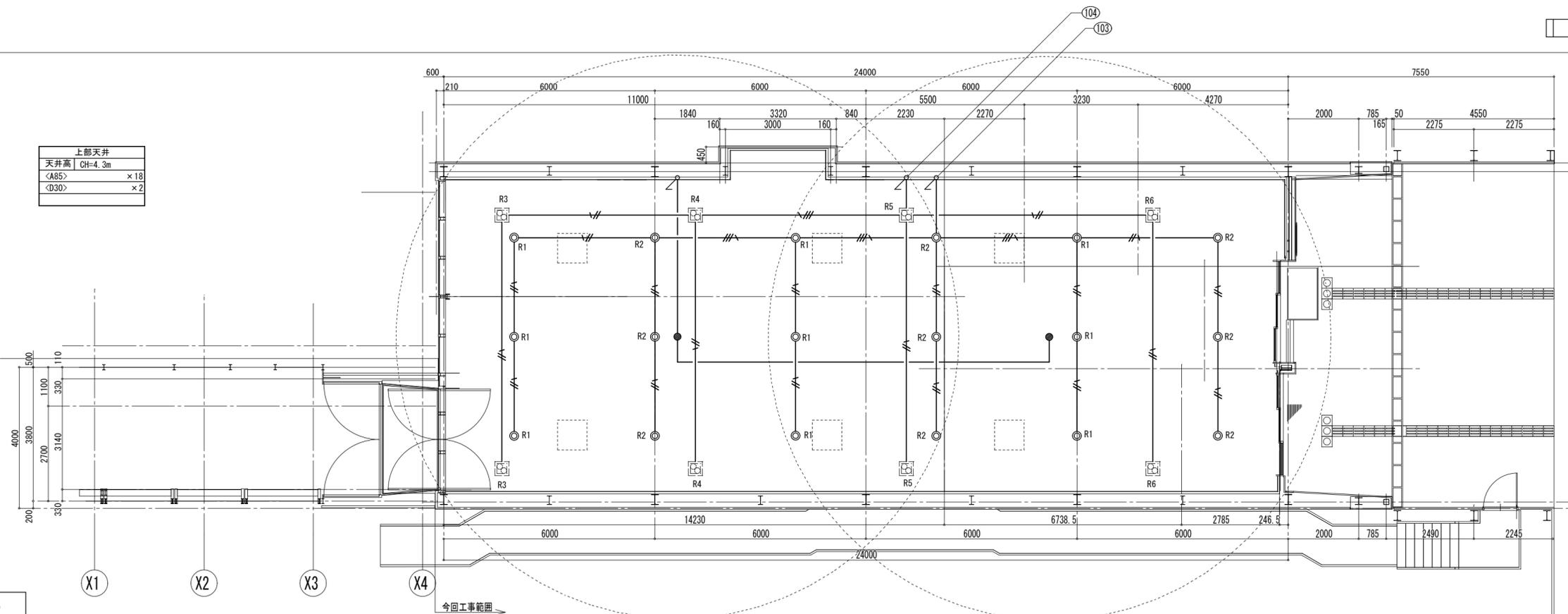
撤去工事

◎	埋込HID灯	HID150W
●	ダウンライト	非常照明



改修前 平面図 1/100

上部天井
天井高 CH=4.3m
<A85> ×18
<D30> ×2



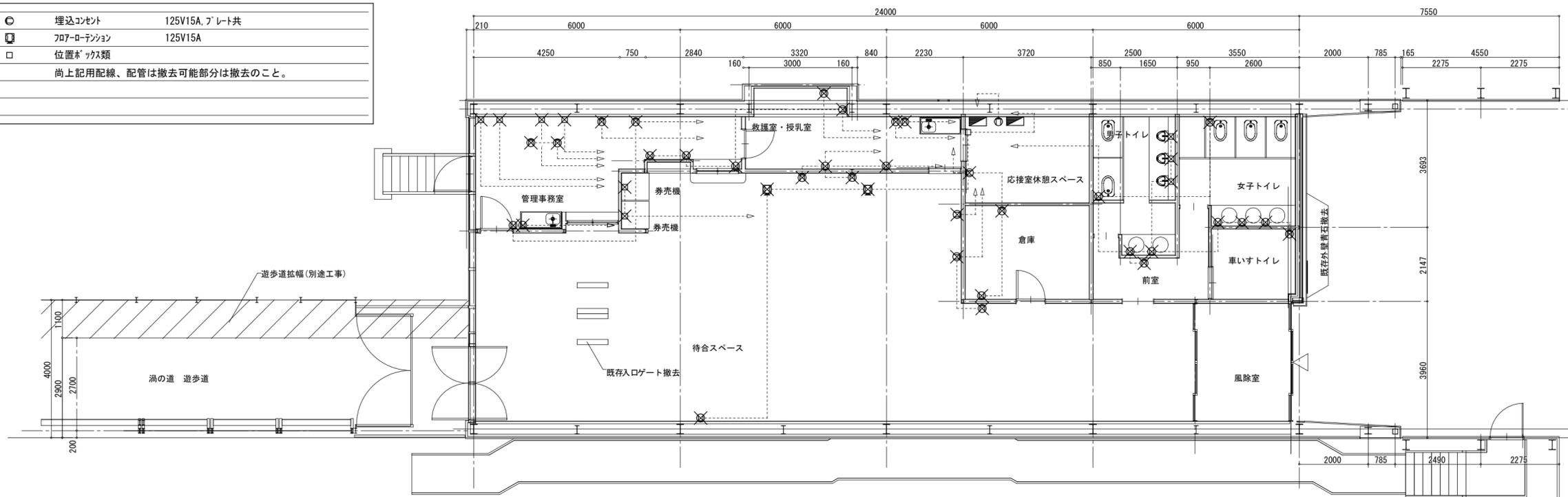
改修後 平面図 1/100

特記なき配線は下記による

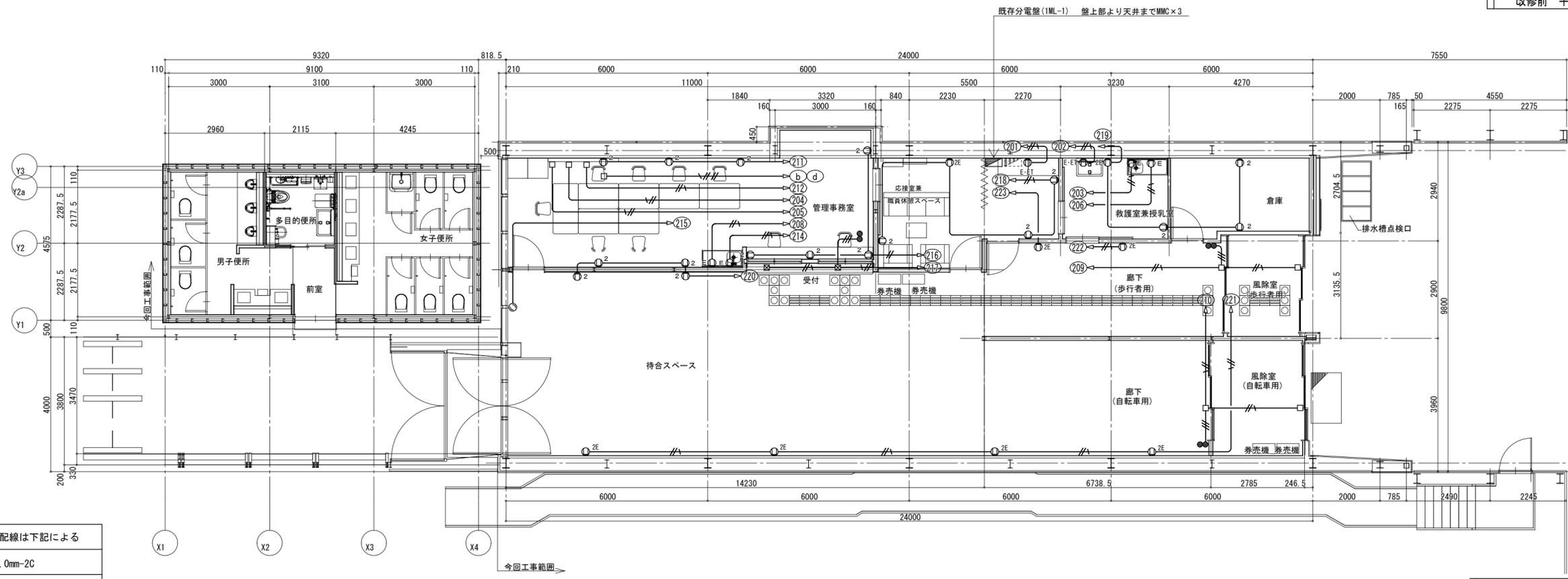
	EM-EEF1.6mm-3C (1本7-ス)
	EM-EEF1.6mm-2C x 2 (1本7-ス)
全て天井内隠蔽配線とする	

撤去工事

⊖	埋込コンセント	125V15A, プレート共
□	フロア-ロケーション	125V15A
□	位置ボックス類	
尚上記用配線、配管は撤去可能部分は撤去のこと。		



改修前 平面図 1/100

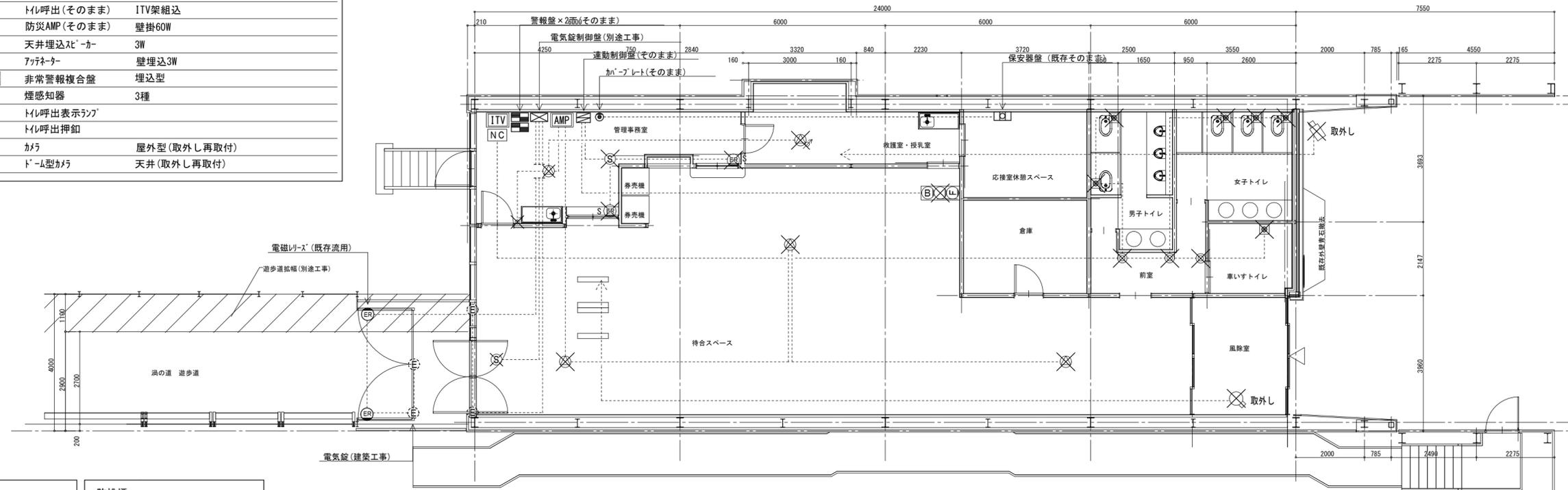


改修後 平面図 1/100

特記なき配線は下記による	
—	EM-EEF2.0mm-2C
—/—	EM-EEF2.0mm-3C(1本7-ス)
全て天井内隠蔽配線とする	

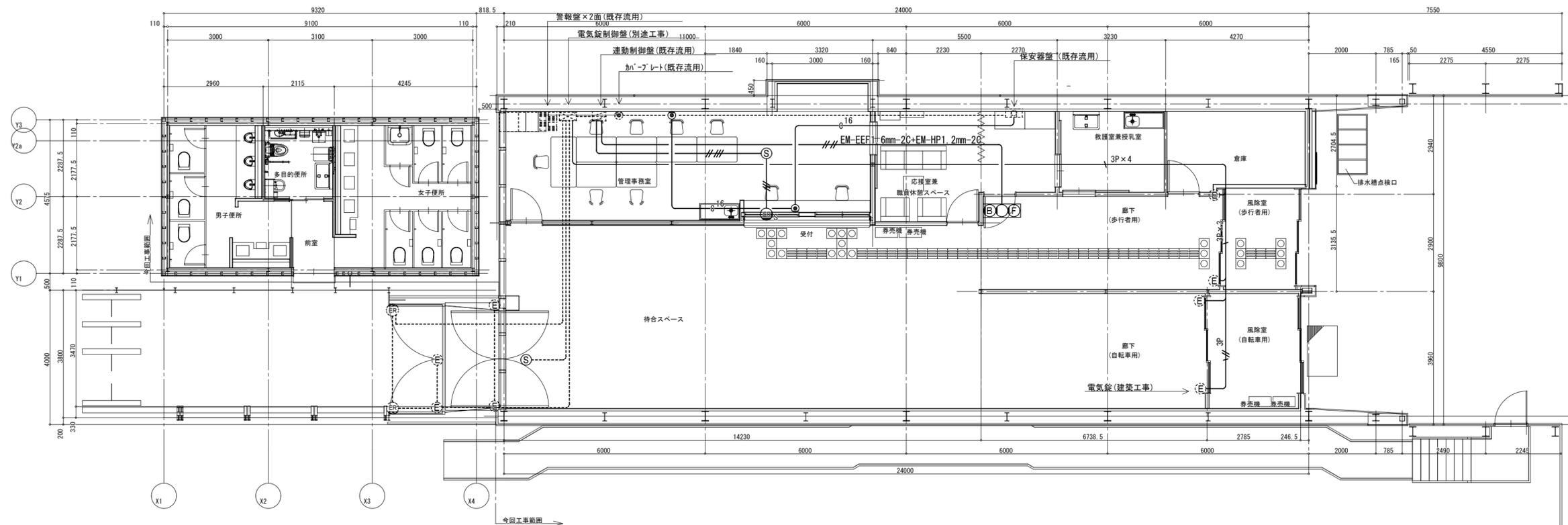
撤去工事

ITV	ITV架(そのまま)	ラック×2、モニター4面、AHDカメラ、ドライヴユニット共
NC	トイレ呼出(そのまま)	ITV架組込
AMP	防災AMP(そのまま)	壁掛60W
△	天井埋込スピーカー	3W
β	アンテナ	壁埋込3W
ⓑ	非常警報複合盤	埋込型
Ⓢ	煙感知器	3種
Ⓞ	トイレ呼出表示ランプ	
Ⓞ	トイレ呼出押釦	
□	ガラ	屋外型(取外し再取付)
○	ドーム型ガラ	天井(取外し再取付)



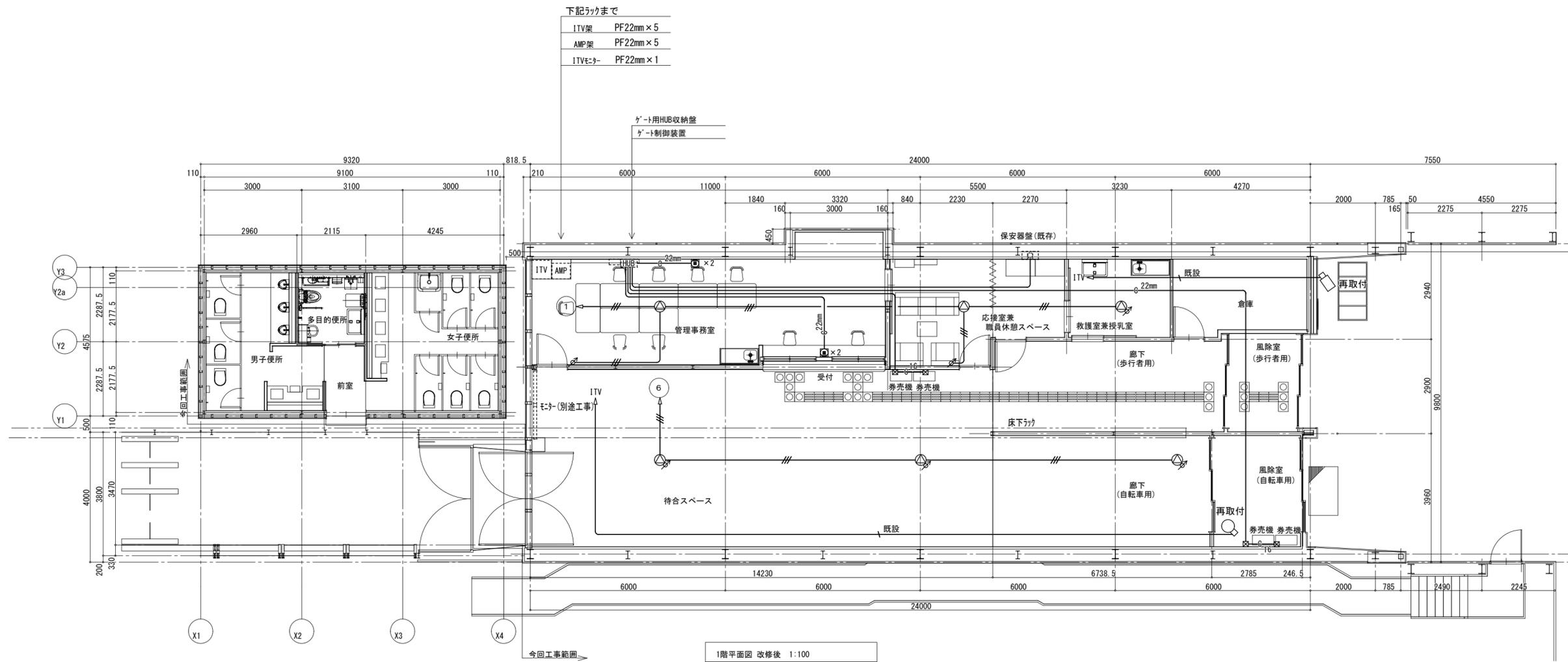
電気錠		防排煙	
→ 3P	CPEV-S0. 9mm ² -3P	///	EM-HP1. 2mm-3C
-----	同上既存流用線	///	EM-HP1. 2mm-5C

改修前 平面図 1/100



改修後 平面図 1/100

特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名	R7営繕 渦の道 鳴門 待合室等改修工事電気(着手日指定型)	●図面番号	E-08	 株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士No.203045 藤川 勝幸 Tel.0883-77-3466 Fax.0883-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名	情報通信設備 改修前・後平面図	●縮尺	A2=1/100				

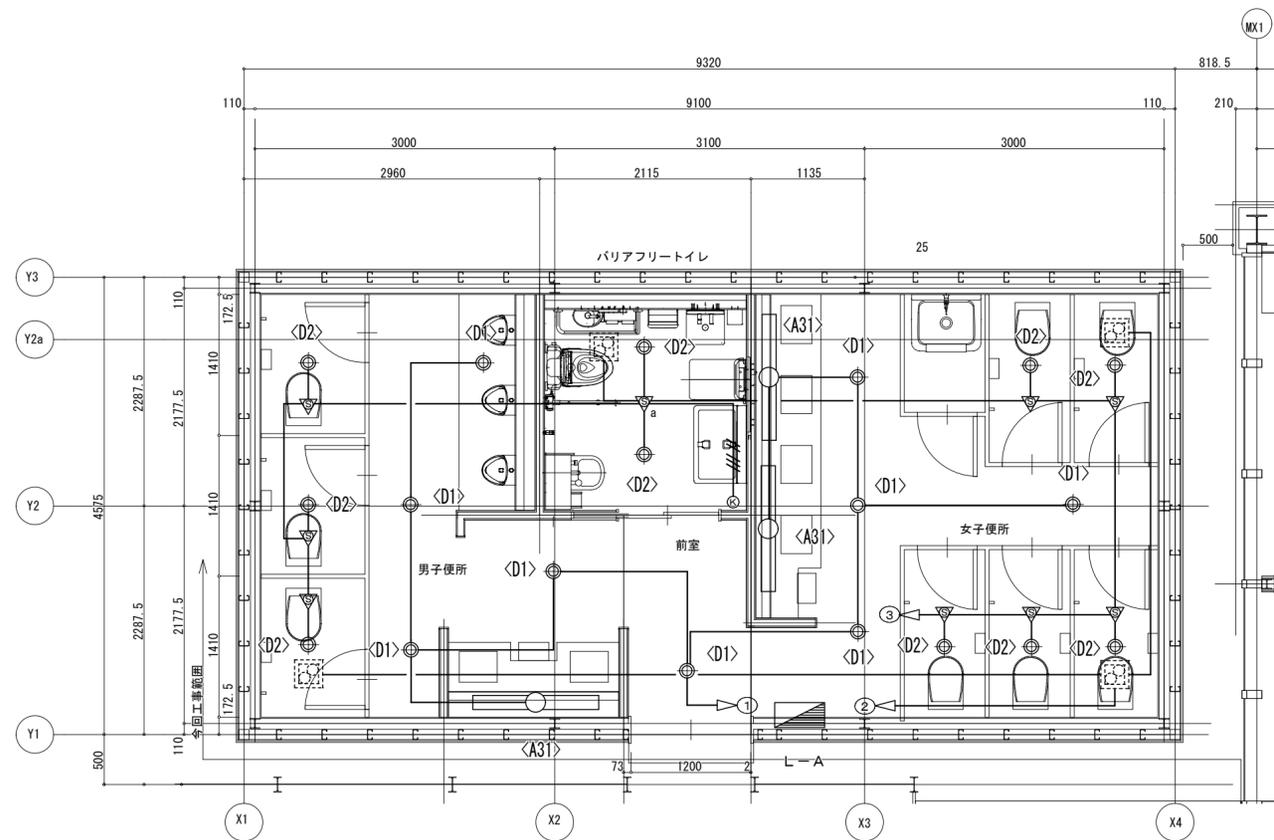


1階平面図 改修後 1:100

ITV・放送設備 平面図 1/100

—//—	EM-HP1. 2mm-3C(天井)
→UTP	CAT5E 4P

特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 渦の道 鳴門 待合室等改修工事電気(着手日指定型)	●図面番号 E-09	株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 勝幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名 ITV・放送設備 平面図	●縮尺 A2=1/100				



<A31>	LED下面開放型	<D1>	LEDが*カウンタイト
	LRS6-23		LRS1-13
<D2>	LEDが*カウンタイト		
	LRS1-08		

1階平面図 1/50

特記
 ・明示なき配線、配管はEM-EF1.6mm-2C及び1.6mm-3Cとする。
 ・上記配線は全て天井内隠蔽配線とする。

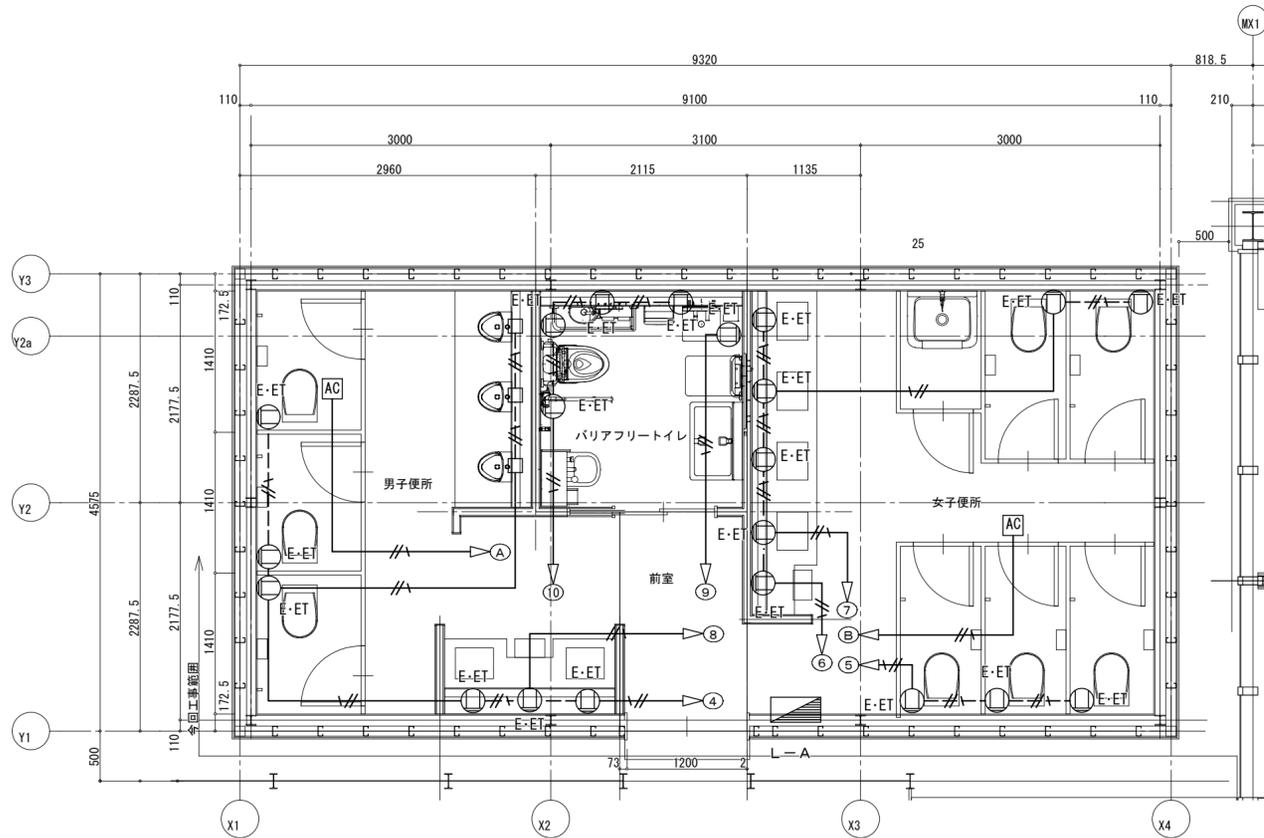
徳島県土木整備部営繕課

●工事名
R7営繕 渦の道 鳴門 待合室等改修工事電気(着手日指定型)
 ●図面名
増設トイレ 電灯設備平面図・照明器具姿図

●図面番号
E-10
 ●縮尺
A2=1/50

スバル設計
 株式会社 スバル設計
 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 勝幸
 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112

所長	設計長	担当者



1階平面図 1/50

盤名称 形式 電気方式 容量 幹線サイズ 主幹しゃ断器	分岐しゃ断器	回路番号	分岐しゃ断器				24 タイマ 制御	容量 (VA)	電圧 (V)	自家 発接 続	備考
			種 類	P	E	AF					
L-A 鋼板製(埋込型) 1φ3W 100/200V 13.3KVA EM-CET14mm ² M 3 50 50	—X	(A)	M	2	2	50	20	3,130	200		エアコン回路
		(B)	M	2	2	50	20	3,130	200		エアコン回路
		(1)	M	2	1	50	20	○	350	100	メイン照明回路(ソラ-TM電源)
		(2)	M	2	1	50	20	○	150	100	換気扇回路
		(3)	M	2	1	50	20		300	100	ベース照明
		(4)	E	2	1	50	20		945	100	男子便所コンセント
		(5)	E	2	1	50	20		933	100	女子便所コンセント
		(6)	E	2	1	50	20		646	100	女子便所コンセント
		(7)	E	2	1	50	20		1,015	100	女子ハンドドライヤーコンセント
		(8)	E	2	1	50	20		1,015	100	男子ハンドドライヤーコンセント
(9)	E	2	1	50	20		625	100	多目的ハンドドライヤーコンセント		
(10)	E	2	1	50	20		1,040	100	多目的便所		
		○	M	2	1	50	20		100	予備	
		○	M	2	1	50	20		100	予備	

特記
・明示なき配線、配管はEM-EET2.0mm-3Cとする。
・上記配線は全て天井・壁内隠蔽配線とする。

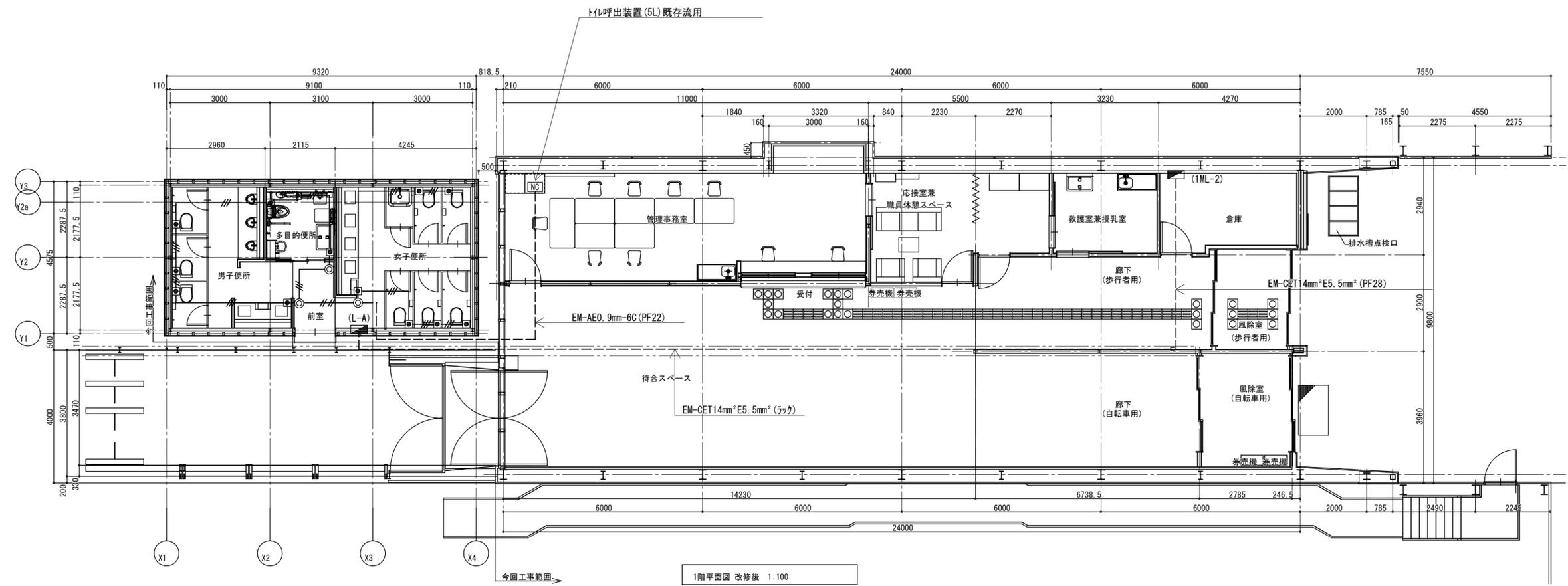
徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R7営繕 渦の道 鳴門 待合室等改修工事電気(着手日指定型)
●図面名
増設トイレ コンセント設備平面図・盤結線図

●図面番号
E-11
●縮尺
A2=1/50

株式会社 スバル設計
管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 勝幸
Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112

所長 設計長 担当者



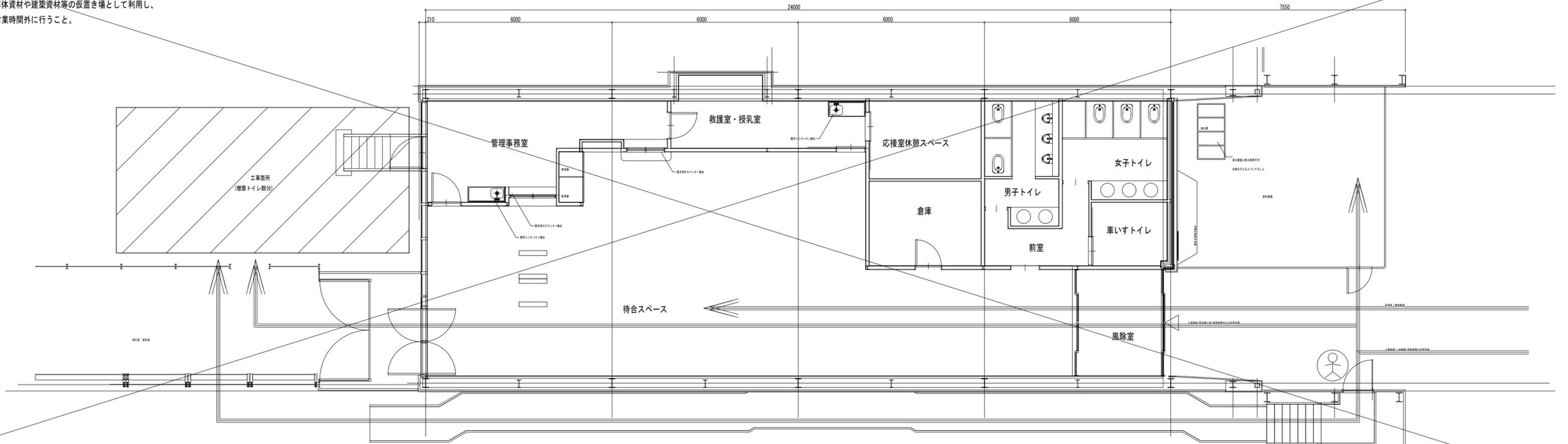
1階平面図 改修後 1:100

改修後 平面図 1/100

トイレ呼出	
	EM-AEO.9mm-3C
	EM-AEO.9mm-4C
	EM-AEO.9mm-3P

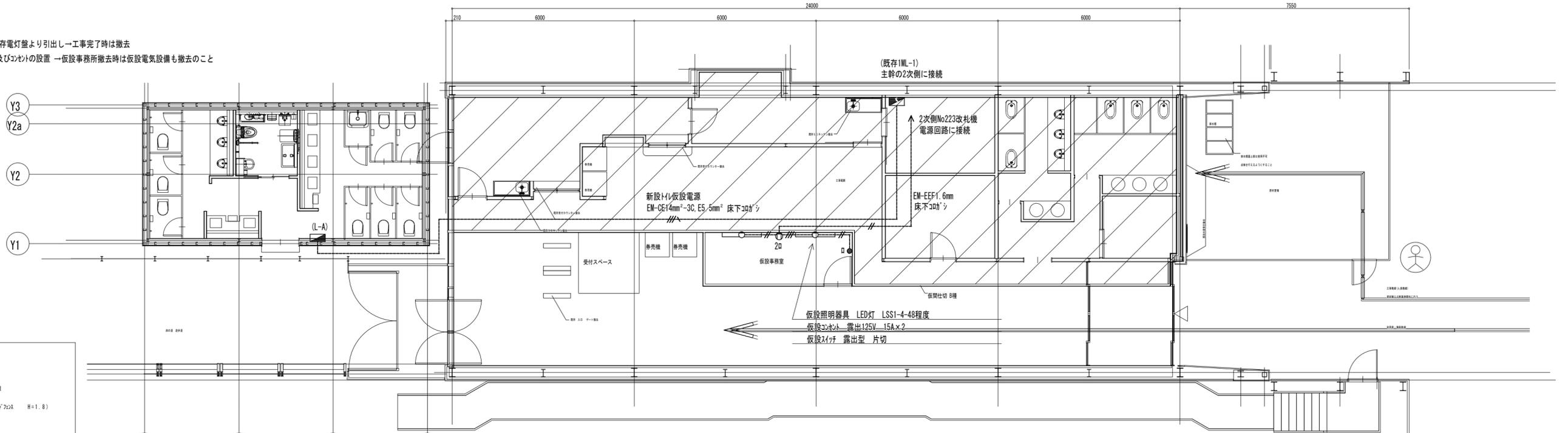
特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 渦の道 鳴門 待合室等改修工事電気(着手日指定型)	●図面番号 E-12	株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No.203045 藤川 勝幸 Tel.0883-77-3466 Fax.0883-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名 増設トイレ 幹線・警報設備平面図	●縮尺 A2=1/100				

建築仮設 ●増築WC工事中は基本的に既存待合室は現状通り利用する。
 既存待合室を経由しての搬入等は営業時間外に行うこと。
 また、作業員の出入りは避難通路を使用して行うこと。
 外部には一部仮囲いを設置し、解体資材や建築資材等の仮置き場として利用し、
 この仮囲いからの搬出作業は、営業時間外に行うこと。

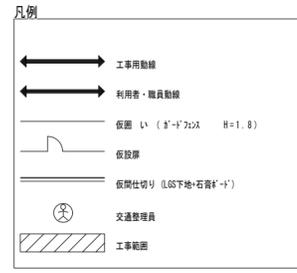


ステップ1 (増築WC工事)

電気仮設 ●新設トイレ用電源を既存電灯盤より引出し工事完了時は撤去
 仮設事務所の照明及びコンセントの設置 →仮設事務所撤去時は仮設電気設備も撤去のこと



ステップ1 (既存待合室南側改修)

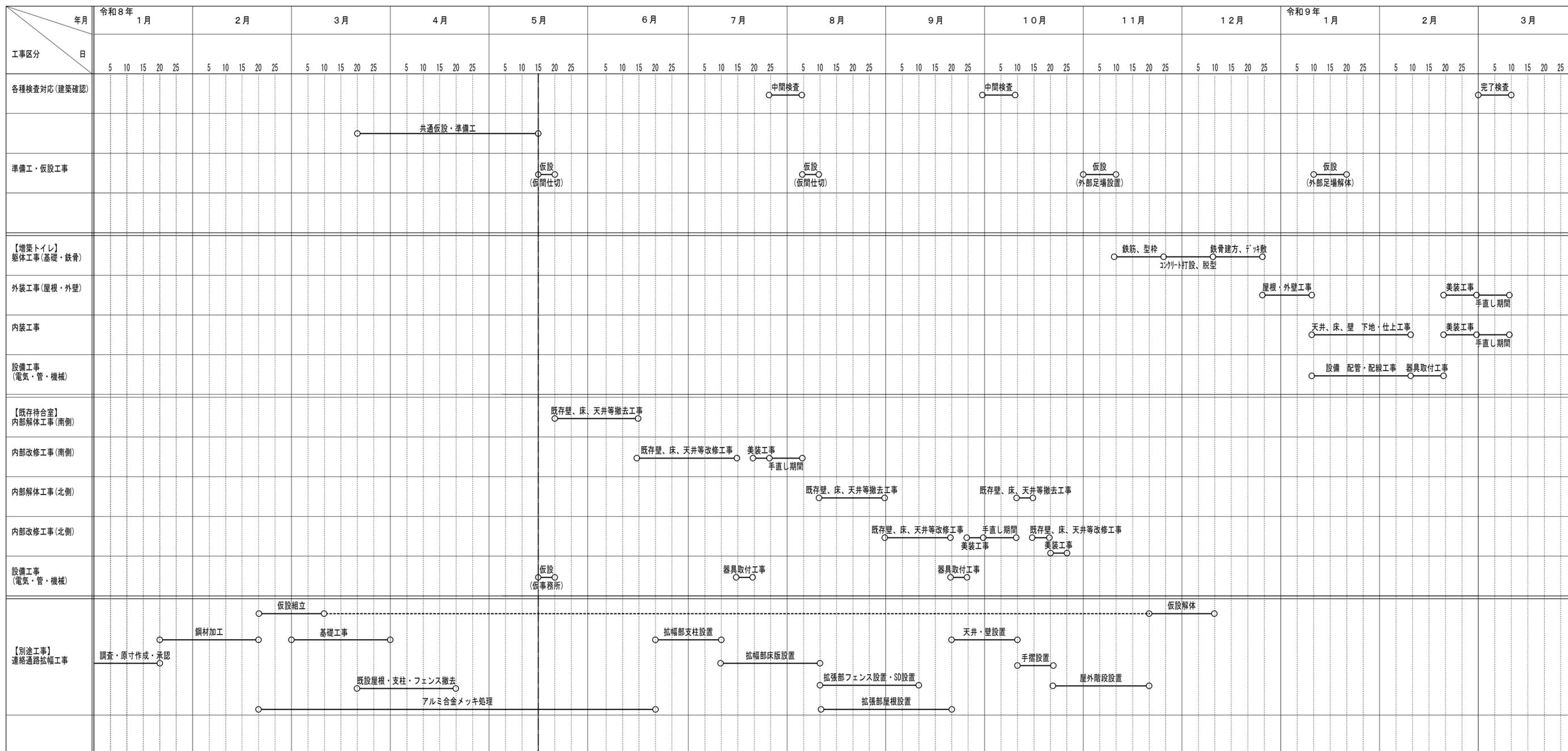


特 記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事電気 (着手日指定型)	●図面番号 E-13	 株式会社 スパル 設計 <small>〒760-0801 徳島県徳島市東区南町1-1-1 TEL: 0870-77-3488 FAX: 0870-77-3122</small>	所長	設計長	担当者
		●図面名 仮設計画図	●縮尺 1:100				

施工にあたっての留意事項

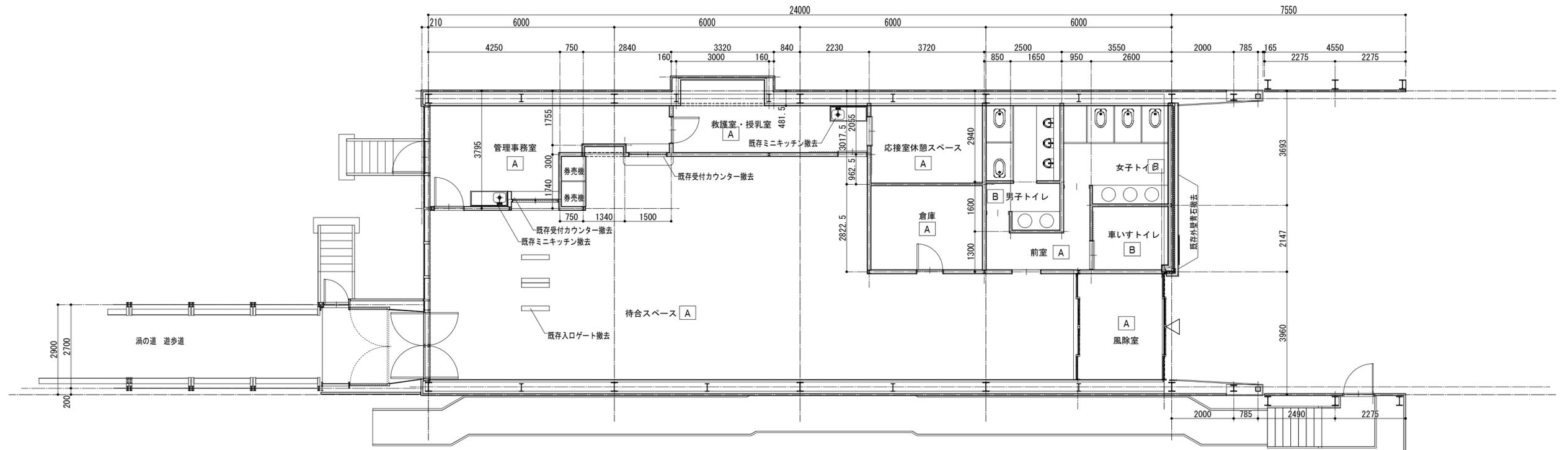
- この工事は、造成工事後の敷地に新築工事をするもので、地域住民や国道の通行に影響の無い様、十分配慮しなければならない。
施工に当たっては、施設利用日程を考慮した詳細工程を作成し、施設管理者と調整しながら施設運営に支障が無い様にしなければならない。
- 別途設備工事もあることから、建築・設備の総合図のとりまとめや、現場の進行管理等、本改修工事の全体調整は、受注者が積極的に行うこと。
- 工事範囲内外を問わず、関わる全ての場所において、整理整頓、清潔の保持、仮設物の点検を日常的に実施する等、施設利用者の安全・衛生確保に努めること。

全体参考工程表



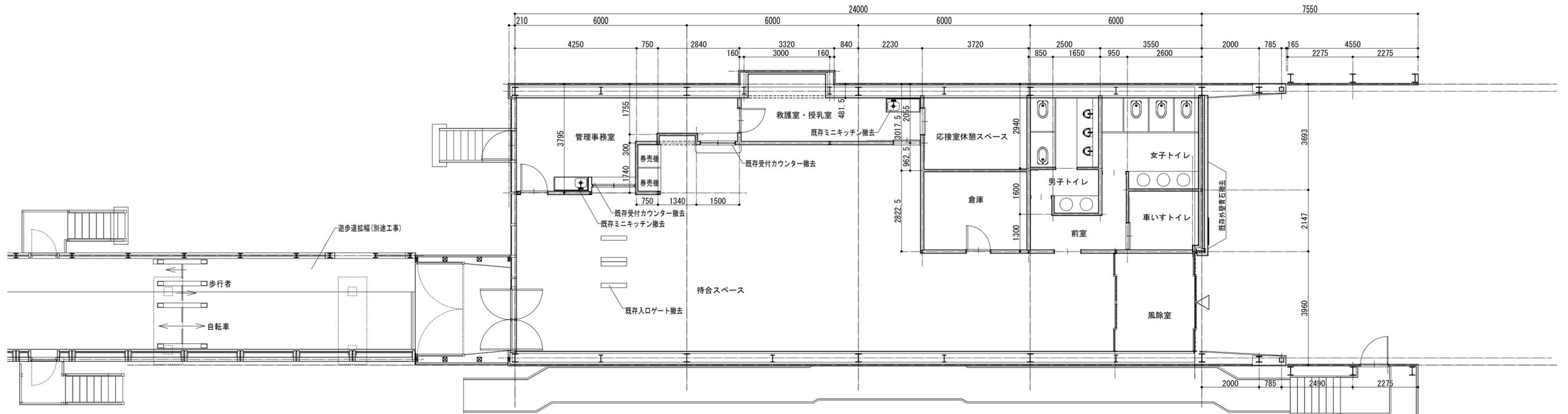
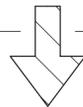
△ 工事着手日 令和8年5月15日

特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事電気 (着手日指定型)	●図面番号 E-14	 株式会社 スバル設計 <small>管理建築士 一級建築士No.203045 藤川 達幸 一級建築士No.203045 藤川 達幸 Tel.0893-77-3466 Fax.0893-77-3112</small>	所長 藤川	設計長 近藤	担当者 崎川
		●図面名 概略工事工程表 (参考)	●縮尺 NON		一級建築士No.203045	一級建築士No.226227	一級建築士No.372340



現状平面図

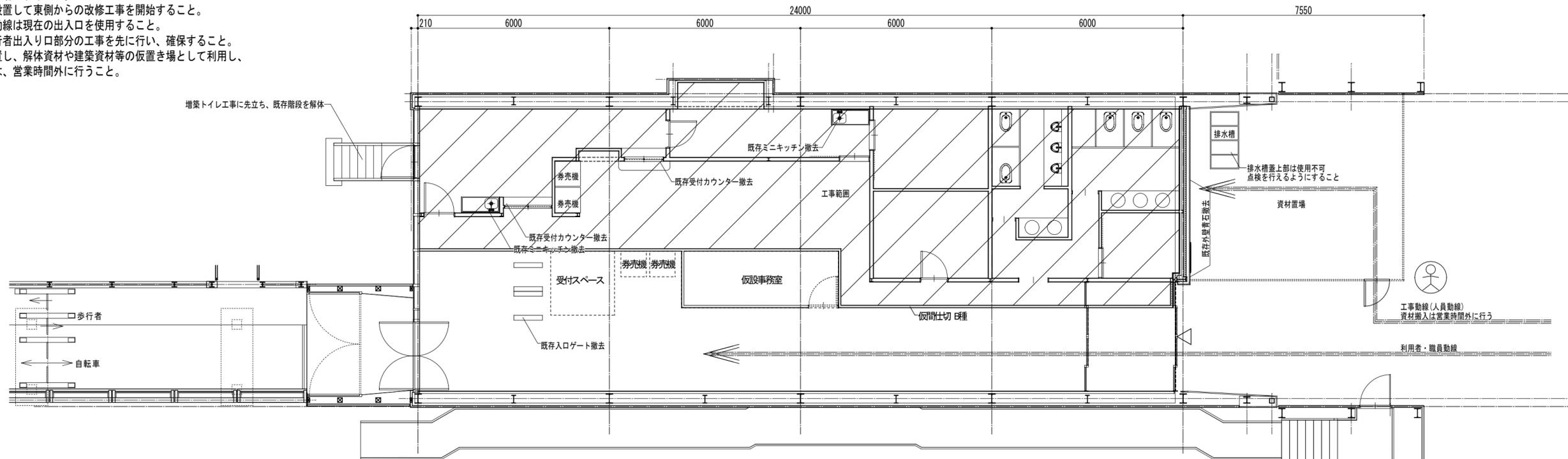
●別途工事として遊歩道拡幅工を実施予定です。
スケジュールは概略工程表を参照すること。



竣工後平面図

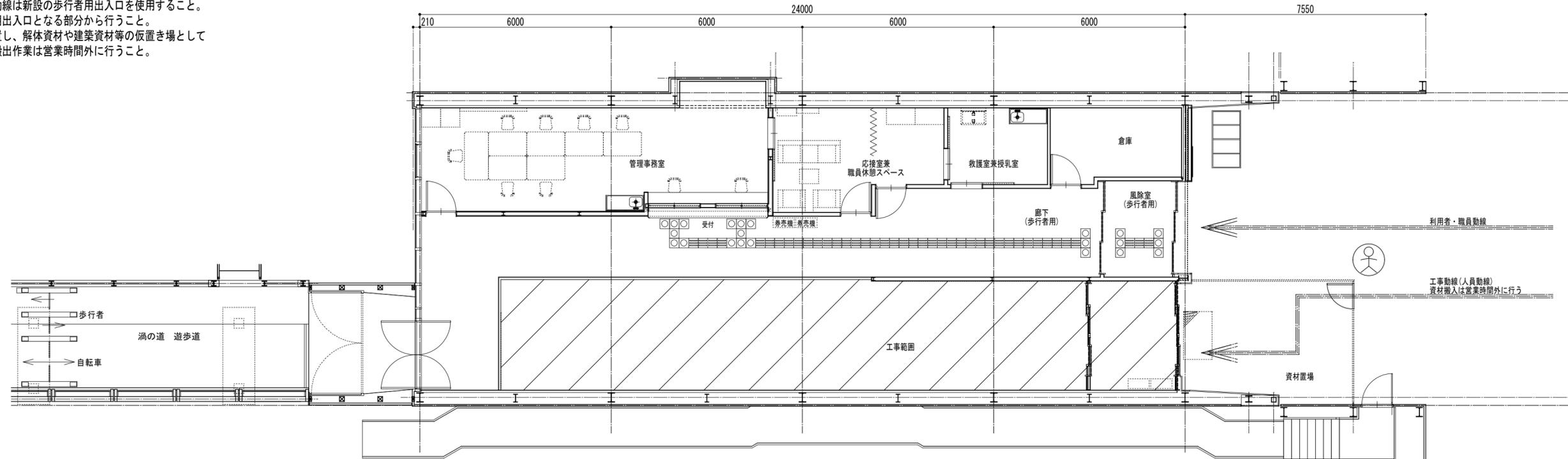
特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名	R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事電気 (着手日指定型)	●図面番号	E-15	 株式会社 スバル設計 <small>管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 達幸 Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112</small>	所長	設計長	担当者
		●図面名	建築工事仮設計計画図-1 (参考図)	●縮尺	1:100		藤川	近藤	崎川
						一級建築士 No. 203045		一級建築士 No. 226227	一級建築士 No. 372340

- 既存待合室南側の改修工事に着工すること。
まずは中央に仮間仕切りを設置して東側からの改修工事を開始すること。
既存待合室の利用・職員の動線は現在の出入口を使用すること。
工事動線は新たにできる歩行者出入口部分の工事を先行し、確保すること。
外部には一部、仮囲いを設置し、解体資材や建築資材等の仮置き場として利用し、この仮囲いからの搬出作業は、営業時間外に行うこと。



ステップ1 (待合室南側改修工事)

- 既存待合室北側を改修すること。
既存待合室の利用・職員の動線は新設の歩行者用出入口を使用すること。
工事動線は改修後、自転車用出入口となる部分から行うこと。
外部には一部、仮囲いを設置し、解体資材や建築資材等の仮置き場として利用し、この仮囲いからの搬出作業は営業時間外に行うこと。

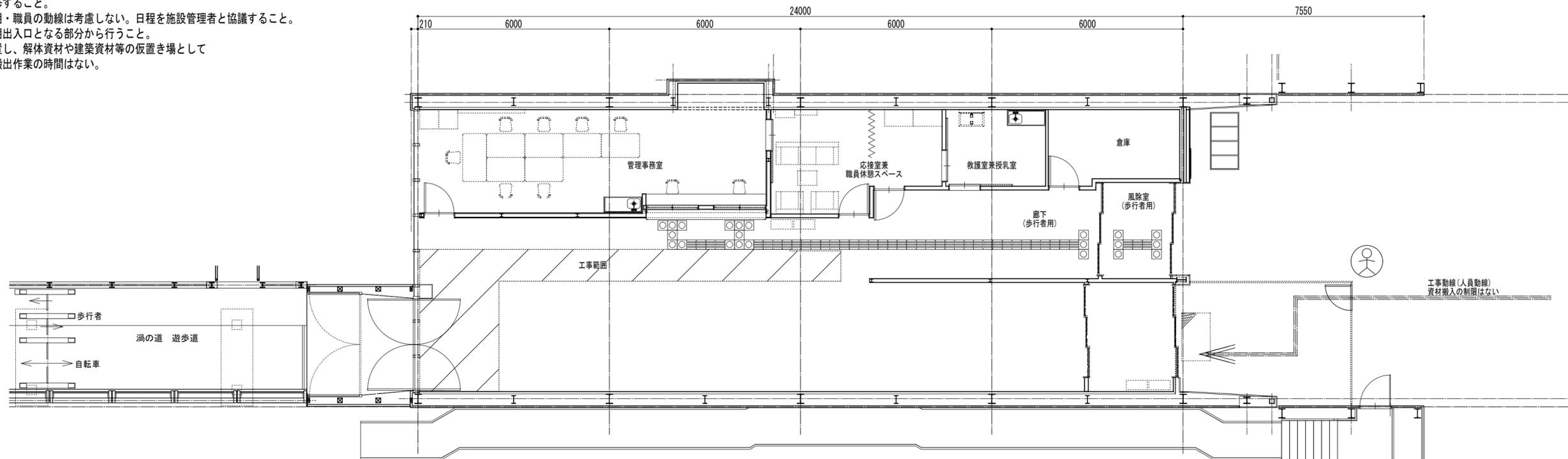


ステップ2 (待合室北側改修工事)

- 凡例
- 工事用動線
 - 利用者・職員動線
 - - - 仮囲い (ガードフェンス H=1.8)
 - - - 仮設扉
 - - - 仮間仕切り (LGS下地+石膏ボード)
 - ⊗ 交通整理員
 - /// 工事範囲

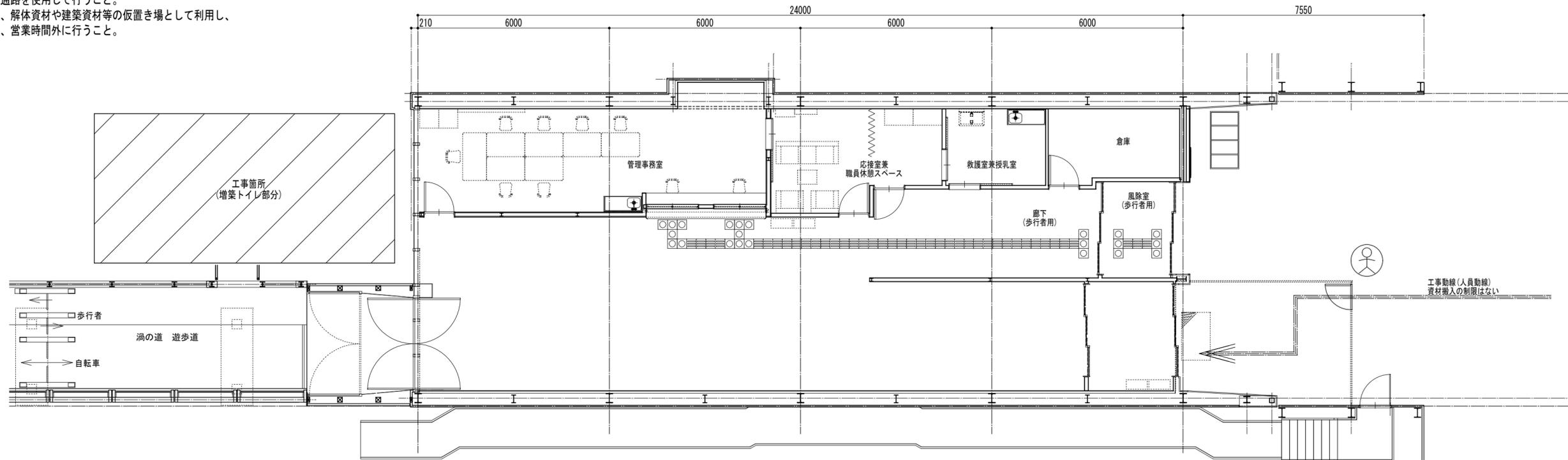
特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事電気(着手日指定型)	●図面番号 E-16	株式会社 スパル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 啓幸 Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112	所長 藤川	設計長 近藤	担当者 崎川
		●図面名 建築工事仮設計計画図-2(参考図)	●縮尺 1:100		一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 226227	一級建築士 No. 372340

- 既存待合室の残置部分を改修すること。
 渦の道を休憩とする為、利用・職員の動線は考慮しない。日程を施設管理者と協議すること。
 工事動線は改修後、自転車用出入口となる部分から行うこと。
 外部には一部、仮囲いを設置し、解体資材や建築資材等の置き場として利用し、この仮囲いからの搬出作業の時間はない。



ステップ3(既存待合室残置部分改修)

- 増築WC工事中は基本的に待合室は現状通り利用する。
 待合室を経由しての搬入等は営業時間外に行うこと。
 また、作業員の出入りは避難通路を使用して行うこと。
 外部には一部仮囲いを設置し、解体資材や建築資材等の置き場として利用し、この仮囲いからの搬出作業は、営業時間外に行うこと。



ステップ4 (増築トイレ工事)

凡例

- 工事用動線
- 利用者・職員動線
- 仮囲い (ガードフェンス H=1.8)
- 仮設扉
- 仮間仕切り (LGS下地+石膏ボード)
- ⊗ 交通整理員
- ▨ 工事範囲

特記

徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事電気(着手日指定型)
 ●図面名
建築工事仮設計計画図-3(参考図)

●図面番号
E-17
 ●縮尺
1:100

株式会社 **スバル設計**
 スバル 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 達幸
 Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112

所長	設計長	担当者
藤川	近藤	崎川
一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 226227	一級建築士 No. 372340